

手数料に関する事項

事業者名：株式会社キャリアインターナショナル

有料職業紹介事業許可番号：13-ユ-040264

当社が行う有料職業紹介事業における手数料は、職業安定法第 32 条の 3 及び同法施行規則に基づき、以下のとおりとします。

1. 求職者から徴収する手数料

求職者からは、いかなる名目においても手数料を徴収いたしません。

2. 求人者から徴収する手数料

(1) 求人受付手数料

求人の申込みを受理した際の求人受付手数料は申し受けません。

(2) 紹介手数料（届出制手数料）

当社の紹介により求職者の雇用契約が成立した場合、求人者より以下の紹介手数料を申し受けます。

項目	内容
手数料の種類	届出制手数料（厚生労働大臣に届け出た手数料表に基づく手数料）
手数料額	紹介により就職した者の就職後 1 年間に支払われる賃金（理論年収）の 35% に相当する額（消費税別）
対象となる職業	取扱職種の範囲に属する全ての職業
請求時期	紹介により就職した者の入社日
支払期限	【入社日の属する月の翌月末日】まで

(3) 理論年収の算定方法

理論年収とは、雇用契約成立時に求人者と求職者の間で約定された、就職後 1 年間に支払われる賃金の見込額をいい、以下の合計額とします。

- ・ 基本給（月額）× 12 か月
- ・ 賞与（前年度実績又は予定支給額）
- ・ 諸手当（役職手当、職務手当、住宅手当、家族手当、固定残業手当等）

ただし、通勤手当、退職金その他これらに準ずるものは含みません。年俸制の場合は、約定された年俸額を理論年収とします。

3. その他

- ① 紹介手数料の支払いは、当社指定の銀行口座への振込みにより行うものとし、振込手数料は求人者の負担とします。
- ② 求人者と当社の間で締結する職業紹介契約書において別段の定めをした場合は、当該契約の定めによるものとします。ただし、上記の手数料額を上限とします。
- ③ 紹介手数料の返戻については、別途定める「返戻金制度に関する事項」によります。

制定日：2026 年 1 月 7 日